

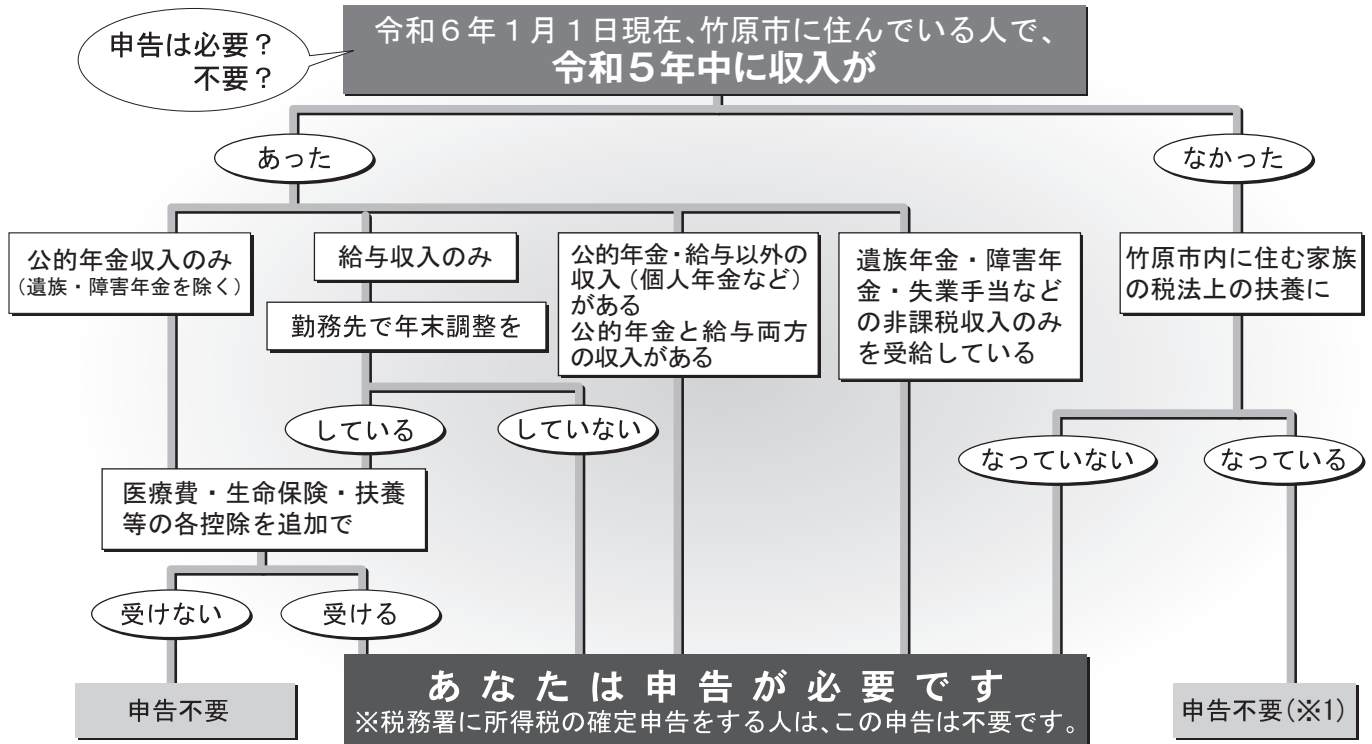
2/16
(金)

3/15
(金)

～市・県民税、国民健康保険税～

申告の相談・受付が始まります！

この申告は、市・県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。
次のフローチャートは、一般的なパターンを参考として示すものです。



(※1) その人自身の所得・課税証明書が必要な場合は、申告が必要です。

申告相談会場の混雑緩和にご協力ください。

- 申告書の提出は郵送をご利用ください。申告書は市のホームページからダウンロードできます。
- 会場の混雑状況により、時間をずらして再来場をお願いすることがあります。
- 会場での滞在時間を短縮するため、収支内訳書や医療費控除の明細書などの必要書類は、事前に準備をお願いします。
- 申告会場で確定申告の受付も可能ですが、次の確定申告は受付できませんので、税務署で申告してください。
 - ・令和5年分以外の申告
 - ・青色申告
 - ・準確定申告(亡くなられた人の申告)
 - ・土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
 - ・雑損控除・繰越控除の申告
 - ・その他、高度な判断を要する申告

※確定申告書を郵送で提出される場合は、税務署へ送付してください。

よくある質問

- 質問1 郵送での申告は、申告書以外に何が必要ですか？
回答1 「申告に必要な書類」に記載しているものを申告書に添えて送付してください。
- 質問2 年金収入のみですが、申告の必要はありますか？
回答2 原則申告の必要はありませんが、医療費控除など申告により追加できる控除がある場合は、申告をすることで、市県民税の控除の適用を受けることができます。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 22-7732

▼申告に必要な書類

対象	申告に必要なもの
全員	○記入済みの申告書 ○本人確認書類の写し ○マイナンバーカード(両面)又は住民票と記載内容が一致する通知カードの写し
給与・年金所得	○源泉徴収票
営業・農業・不動産所得	○収支内訳書 ○経費の領収書等
雑所得・一時所得	○保険の満期(解約)一時金、個人年金の支払金額の証明書、報酬の支払調書など
社会保険料控除	○国民健康保険税(料)、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書
生命保険料控除・地震保険料控除	○支払証明書
医療費控除	○医療費控除の明細書
寄附金控除	○支払金額の証明書
障害者控除	○身体障害者手帳などの写し
勤労学生控除	○学生証の写し

※郵送の場合は申告書に添付して送付、来場の場合は会場へお持ちください。

申告相談受付日程表

問い合わせ 税務課市民税係

☎ 22-7732

混雑を防ぐため地域を指定していますが、指定された日が難しい場合は、都合の良い会場にお越しください。※2月16日(金)から3月1日(金)までの間は、市役所税務課窓口で申告の受付はできません。

会場	日程	時間	指定地域
大乘地域交流センター	2/16(金)	9:00~11:30 13:00~15:00	高崎町・福田町
忠海東地域交流センター	2/19(月)	9:00~11:30	忠海東町一丁目・忠海東町四~五丁目
忠海地域交流センター	2/19(月)	13:30~15:00	忠海床浦一~四丁目・忠海長浜一丁目、三丁目・忠海中町一~四丁目・忠海東町二~三丁目
	2/20(火)	9:00~11:30 13:00~15:00	
中通地域交流センター	2/21(水)	9:00~11:30 13:00~15:00	下野町(中通・大応・上条・成井)
東野地域交流センター	2/22(木)	9:00~11:30	東野町
小梨地域交流センター	2/22(木)	13:30~15:00	小梨町
吉名地域交流センター	2/26(月)	9:00~11:30 13:00~15:00	吉名町(毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場)
	2/27(火)	9:00~11:30	吉名町(西条・東条・港・曾井)
大井地域交流センター	2/27(火)	13:30~15:00	下野町(大井・宿根・築地)
荘野地域交流センター	2/28(水)	9:00~11:30 13:00~15:00	新庄町・西野町
田万里地域交流センター	2/29(木)	9:00~11:30	田万里町
仁賀地域交流センター	2/29(木)	13:30~15:00	仁賀町
竹原西地域交流センター	3/1(金)	9:00~11:30 13:00~15:00	塩町二丁目~四丁目・竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)
市役所 1階ロビー	3/4(月)	8:30~11:30 13:00~15:30	塩町一丁目・竹原町(上記以外)
	3/5(火)		中央一丁目~五丁目
	3/6(水)		本町一丁目~四丁目
	3/7(木)		田ノ浦一丁目~三丁目
	3/8(金)		港町一丁目~五丁目
	3/11(月)		竹原市内全域
	3/12(火)		
	3/13(水)		
	3/14(木)		
	3/15(金)		

竹原税務署から確定申告のお知らせ

問い合わせ 竹原税務署

☎ 22-0516

申告会場の開設日程

設置期間 2月16日(金)~3月15日(金)
※土・日・祝日は除く。
受付時間 8時30分~16時
相談時間 9時~17時

入場整理券!

混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、会場で当日配付しますが、LINEで事前発行もできます。

※国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。
※2月6日(火)から運用開始

友だち追加はこちらから▶



原則スマホ申告!

確定申告会場では、原則、納税者自身の「スマホ」を利用して申告書を作成します。

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカードのほか利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)のパスワードもご持参ください。

確定申告には、マイナンバーカードを利用したご自宅からのスマホ申告(e-Tax)が便利です。



申告書の作成はこちらから▲

高齢者肺炎球菌予防接種はお済みですか？

問い合わせ 保健センター
☎ 22-7157

令和5年度の対象者

接種を希望する竹原市在住で、今までに肺炎球菌予防接種を受けていない人のうち、次の①又は②に当てはまる人

①次の表の生年月日の人

65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ
85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ
90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ
95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ
100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ

②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に一定以上の障害がある人

接種期間 3月末まで

自己負担額 3,200円

※令和5年度市民税非課税世帯に属する人、生活保護世帯の人は、自己負担額が免除となります。

実施医療機関（市内）

浅野内科医院・いのくちクリニック・円山医院・大田整形外科おおた内科・おぎ皮膚科アレルギー科クリニック・かわの医院・桑原内科循環器科医院・呉共済病院忠海分院・こうの医院・しいはらクリニック・城原胃腸科整形外科・竹原病院・中島内科クリニック・馬場病院・安田病院

実施医療機関（市外）

広域予防接種実施医療機関

接種券の申込

接種を希望する人は接種前に本人確認ができるものを持参し、保健センターへ申請してください。

※代理申請の場合は、保健センターへご相談ください。

接種予約

接種券申請後、接種者が医療機関へ予約してください。

医療機関へ持参するもの

予防接種券、予診票、本人確認ができるもの、自己負担金
※過去に接種したことのある人は助成の対象にはなりません。接種から5年以上が経ち、再度接種を希望される場合は直接医療機関へご相談ください。（全額自己負担での接種となります。）

高齢者肺炎球菌予防接種の対象者が変わります

令和6年度から、対象者が変更されます。接種を希望する対象者の人は、今年度中に接種してください。

変更内容

年度	対象者（年齢要件のみ抜粋）
令和5年度まで	当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる（なった）人
令和6年度以降	当該年度に65歳になる（なった）人

※接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に一定以上の障害がある人は引き続き対象です。

令和6年能登半島地震災害義援金を受付中

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災された方々を支援するため、義援金の受付を行っています。

受付場所

次の場所に募金箱を設置しています。

竹原市役所1階ロビー

忠海支所

義援金の取扱い

竹原市から日本赤十字社を通じて被災地へ送金します。

※義援金のみ受付とし、救援物資の受付は行いません。

問い合わせ 危機管理課防災安全担当 ☎ 22-2283

会計年度任用職員の登録を随時受け付けています

竹原市役所(出先機関等含む)、竹原市立の学校・認定こども園・放課後児童クラブに勤務する会計年度任用職員(非常勤職員)の登録者を募集します。登録した人の中から必要に応じて選考を行い、任用します。

募集職種	応募条件	申込方法	提出先・問い合わせ
事務補助職員	パソコン操作(ワードやエクセルによる文書作成など)ができる人	所定の登録申込書 ※各提出先に備え付けています。 資格が必要な職種については、資格証等のコピーを添付してください。	総務課人事係 (☎22-7759)
事務補助職員 (障害者対象)	障害者手帳等の交付を受けている人 ※採用にあたっては、印刷・封入・書類整理・パソコンによるデータ入力などから障害特性に応じた業務を組み合わせます。		
用務員・校務補助員・介助員	学校(小・中・義務教育学校)での業務に熱意をもって取り組む意欲のある人		教育委員会 総務学事課 (☎22-2329)
養護教諭	養護教諭の免許状を取得している人 ※小学校・1日6時間程度		社会福祉課 子ども福祉係 (☎22-7742)
保育教諭	保育士及び幼稚園教諭の資格を持つ人 ※職員の休暇等による欠員が生じた場合に勤務します。		
放課後児童補助員	児童の育成及び指導に熱意をもって取り組む意欲のある人		

※勤務条件については、担当課へお問い合わせください。

児童厚生員と放課後児童支援員を募集します

中央児童館に従事する児童厚生員と、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員を募集します。

募集人数 各1人

その他 応募資格等詳しくはホームページをご覧ください。

任用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
(再度任用する場合があります。)

勤務条件 児童厚生員 原則週30時間以内
放課後児童支援員 原則週28時間以内

報酬 時給1,329円

申込期限 2月15日(木)

試験内容 面接試験を実施します。日時・場所は申込者に直接連絡します。



児童厚生員



放課後児童支援員

申し込み・問い合わせ

社会福祉課子ども福祉係 ☎22-7742

旧森川家住宅の修理工事を行います

旧森川家住宅(市重要文化財)は、建築から100年以上が経過しており、屋根の傷みや建物の傾きが進行しているため、離れ座敷の保存修理工事を行います。工事に伴い、期間中は近隣にお住まいの皆さんやご通行の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間 令和9年3月31日まで(予定)

※工事期間中も主屋については入館できます。

問い合わせ

文化生涯学習課文化財保護係

☎22-2328

あなたのお住まいについて考えてみませんか？

空き家の適正管理について

空き家の管理は所有者等の責務であり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければなりません。空き家の適正な管理を怠ると、建物の老朽化による屋根・外壁の飛散や倒壊の危険性など様々な問題が起こります。

もし、他人に損害を与えた場合は、所有者等が損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

空き家にしないために

空き家問題は、今は関係ないと思っけていても、いずれ誰にでも起こりえる問題です。

これから空き家となるかもしれない「空き家予備軍」となる住宅をお持ちの人は、利活用するのか、除却するのかなど5年先・10年先をイメージし、将来どうしていくのかをご家族・ご親族で話し合っておくとよいでしょう。

問い合わせ 都市整備課住宅建築係 ☎22-7749



相続登記が義務化されます

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。空き家となって時間が経つと、相続人が増え、相続関係が複雑になり整理が難しくなります。さらに時間が経過すると、誰が相続人なのか分からなくなる事例もみられます。これまでに土地建物を相続し、相続登記されていない人は、早めに相続登記をしましょう。

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎082-422-2338



▲詳しくはこちら

相続登記はお済みですか？

全国一斉「遺言・相続」相談会

日時 2月17日（土）10時～16時

●電話相談 ※予約不要

☎0120-339-279

●面談相談 ※要予約

場所 広島司法書士会総合相談センター

予約 ☎082-221-5345

●WEB相談 ※要予約

予約はこちら▶



費用 無料

相談内容 相続・遺言手続き全般

問い合わせ

広島司法書士会 ☎082-221-5345

広島県全県一斉「相続・遺言」相談会

日時 3月3日（日）10時～16時

●電話相談 ※予約不要

☎082-511-7196

●面談相談 ※要予約

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

予約 ☎082-221-5345

費用 無料

相談内容 相続・遺言手続き全般

問い合わせ

広島司法書士会

☎082-221-5345

固定資産の現所有者の申告を

土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続登記が済むまでの固定資産税は、相続人全員が連帯して納付することになります。相続登記が済んでいない場合は、相続人を代表して納税通知書を受け取る人（相続人代表者）を指定して届け出てください。

※この届出は固定資産税の納税に限定したもので、届出によって法的に相続が確定するものではありません。

※亡くなった納税義務者が口座振替を利用されていた場合は、引き落としができなくなることがあります。

問い合わせ 税務課資産税係 ☎22-7732

パブリックコメント募集

市では、総合的な健康づくりを推進するため、「第3次健康たけはら21」、「第3次食育推進行動計画」、「第2次自殺対策計画」を一体化し、策定を進めています。これらの計画について、皆さんの意見を募集します。

公表・意見提出期間

2月29日（木）まで

閲覧場所

保健センター、忠海支所

意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤、在学する人
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体

提出方法

所定の用紙（閲覧場所に備え付け、又は市ホームページからダウンロード）により、直接・FAX・メール・郵送（※当日消印有効）のいずれかの方法で提出してください。市ホームページの専用フォームからも提出できます。

提出先・問い合わせ

保健センター

☎ 22-7157 FAX 22-7158

E-mail: kenkou@city.takehara.lg.jp



竹原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法に基づく公共下水道の汚水処理区域を変更し、忠海終末処理場放流幹線及び忠海終末処理場を廃止する竹原都市計画の変更案の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間 2月26日（月）～3月11日（月） 8時30分～17時15分（土・日・祝祭日などの閉庁日を除く）

縦覧場所 都市整備課（市役所2階）

意見書の提出 変更案について意見のある方は竹原市長宛に意見書を提出することができます。（様式任意。提出締切3月11日（月）。当日消印有効）

提出先・問い合わせ 都市整備課都市計画係（〒725-8666 住所不要）

☎ 22-7749

【連載】北前船日本遺産～岡山県倉敷市の紹介～



JAPAN HERITAGE
日本遺産

今回紹介する北前船日本遺産認定自治体は、岡山県倉敷市です。倉敷市は岡山県の瀬戸内海沿岸中部に位置する中核市です。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている倉敷美観地区が有名なまちです。

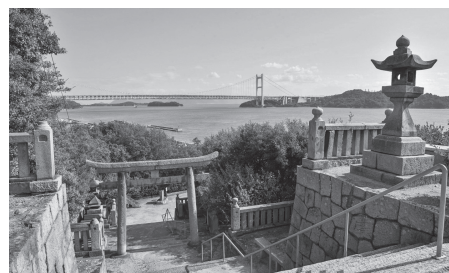
倉敷市には、岡山藩の外港として栄えた下津井、大規模な干拓によって綿花栽培と積み出しで栄えた玉島、塩田で塩を生産して積み出した児島の3つの港があります。

江戸時代から綿・菜種といった商品作物の栽培が盛んになった下津井・玉島では、肥料として北前船が運ぶニシン粕が必要でした。そのため、この地で生産された綿とニシン粕が取引されていたのです。また、下津井に伝わる下津井節は、北前船の船頭達によって広まり、唄い継がれてきた民謡です。北前船は商品だけでなく、文化の伝播にも大きな役割を果たしました。下津井と玉島には、今でも当時の商家や土蔵が並んでいます。日本遺産の構成文化財である、下津井の旧荻野家主屋・鯨蔵（むかし下津井回船問屋）は、明治時代の回船問屋の建物を改装した資料館で、北前船に関する資料が展示されています。

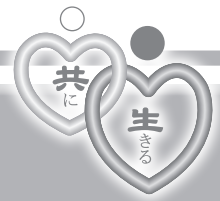
児島には、江戸時代後半に製塩業と新田開発で財を成し、「塩田王」と呼ばれた野崎武左衛門の旧宅「旧野崎家住宅」（国重要文化財）が存在します。約3,000坪の敷地に主屋や蔵などの12棟が建ち並んでいます。野崎浜で生産された塩は、竹原の塩と同じく、北前船で日本海沿岸をはじめ各地に運ばれました。

問い合わせ

文化生涯学習課文化財保護係 ☎ 22-2328



祇園神社の奉納物（下津井地区）



無戸籍者問題について考える

「無戸籍」とは

日本では子が生まれた場合、法律に基づいて出生の届出をすることにより、その子の戸籍が作られます。戸籍は、人が、いつ誰の子として生まれ、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの親族的身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

出生の届出がされない場合、その子の戸籍がつくられず、「無戸籍」の状態となります。そのため、その子の母や父が誰であるかといった親族的身分関係やその子が日本人であることを証明することができなくなるほか、行政上のサービスを十分に受けられないなど、社会生活上の不利益を被るおそれがあります。

無戸籍の現状と背景

法務省における直近の集計（令和5年6月10日時点）によると、無戸籍者が戸籍に記載されていない理由は、「(前)夫の嫡出推定を避けるため」が約72%で最も多くなっています。

これまでの民法においては、母が前夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、その子は民法上で前夫の子と推定されるため、子の血縁上の父と前夫とが異なるときであっても、原則として前夫を父とする出生の届出以外受理されませんでした。このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生の届出をしないことなどによって戸籍に記載されない子が生じています。

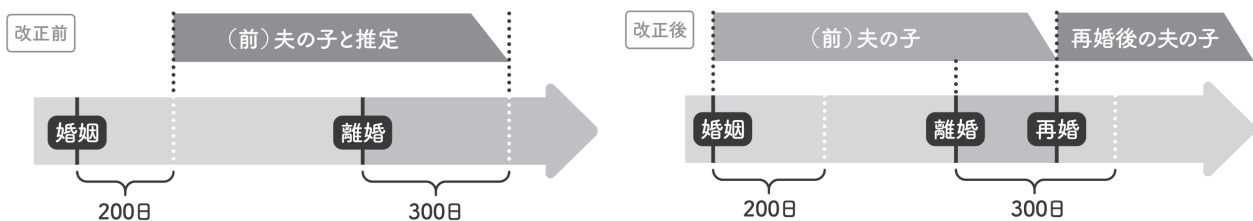
無戸籍者問題解消のため民法改正

無戸籍者問題の解消に向けて民法の規定が改正され、令和6年4月1日に施行されます。

改正内容は、主に次の2つです。

①嫡出推定に関する改正

婚姻の成立した日から200日以内に生まれた子についても、夫の子と推定することとし、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子については、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定することとされます。また、これに伴い、女性の再婚禁止期間（前婚の解消又は取消しの日から起算して100日）が廃止されます。



②嫡出否認の訴えに関する改正

改正前の民法では、夫のみが、嫡出否認の訴えにより、父子関係を否定することができることとされていましたが、今回の改正により子及び母も嫡出否認の訴えを提起できるようになります。また、改正前の民法は、嫡出否認の出訴期間を1年としていましたが、今回の改正では、3年に延長されます。

なお、改正法は、原則として、施行日以後に生まれる子に適用されますが、施行日前に生まれた人やその母も、施行日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することが可能です。

現在において、(前)夫の嫡出推定を避けるために無戸籍となっている場合は、この期間内であれば、子及びその母からでも(前)夫の子でないことの申し立てを家庭裁判所に対して行うことができますので、この機会を逃すことなく手続きを行ってください。

問い合わせ 市民課市民係 ☎22-7734

人権擁護委員の委嘱について

1月1日付けで法務大臣から委嘱された人権擁護委員を紹介します。人権擁護委員は、市民のみなさんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行ったりしています。

国兼 千代美 さん（再任）（新庄町）

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎082-423-7707